

令和6年2月19日

会員 各位

公益社団法人若松法人会
会長 岡部 憲昭



令和6年能登半島地震における被災法人会支援について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標題のことにつきましては、公益財団法人全国法人会総連合（全法連）において被災法人会に対する義援金を取りまとめることとなりました（別紙のとおり）。当法人会としましても、法人会予算の中から義援金を拠出する方向で3月25日開催の理事会にお諮りする予定にしております。

なお、個別にご支援を希望する会員の皆様におかれましては、事務局の方で取りまとめますので、下記の要領によりお願い申し上げます。

記

1 義援金について

(1) 募集期間

県連での取りまとめの関係上、令和6年3月31日までといたします。

(2) 募金の方法

現金若しくは当法人会名義の銀行口座振込み

- ・現金の場合 当法人会事務局で募金箱を設置しております。お手数ですが、事務局までお願いいたします。なお、3月開催予定の総務委員会及び理事会において、会議場に募金箱を設置いたします。
- ・振込みの場合 ○遠賀信用金庫本店 普通預金口座 0963520
公益社団法人 若松法人会
○福岡銀行若松支店 普通預金口座 1239351
公益社団法人 若松法人会

(注1) 振込手数料はご負担願います。

(注2) お振込みをいただいた場合、お手数ですが、以下の「義援金連絡書」をご記入の上、当法人会事務局までFAXによりご連絡ください。

2 その他留意事項

本義援金は、被災法人会に対するものですので、個人の場合の「特定寄附金」や法人の場合の「国等に対する寄附金」には該当しません（寄附金控除の対象ではありません）。

《義援金連絡書》

公益社団法人 若松法人会事務局 行

法 人 名	
氏 名	
金 額	円 (振込日 月 日)

(別紙)

(抜粋)

(総務部 宇田)

全法連発第206号

令和6年1月17日

県連会長殿

公益財団法人 全国法人会総連合
専務理事 田中光史



令和6年能登半島地震における被災法人会支援について

この度の能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますと共に、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

標題の件につきまして、石川県連と協議の上、下記要領により全法連において被災法人会に対する義援金を取りまとめることといたしましたので、貴県連でのご対応並びに傘下単位会への周知方を宜しくお願い申し上げます。

貴県連及び傘下単位会において被災法人会に対する義援金の拠出を予定され、全法連での取りまとめにご賛同いただける場合は、全法連あてお振込みの上、別紙連絡書でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 県連・単位会の被害状況

現在、被災法人会の状況把握に努めていますが、現時点では役職員の方々の大きな人的被害は無いようです。しかしながら輪島法人会と七尾法人会の事務局、役員企業・会員企業でかなりの物的被害がでており、地域全体も壊滅的な状況です。被災法人会では物的被害に加え会費納入がどうなるか等、今後の運営に支障がでてくる恐れが生じています。